

平成 24 年第 7 回にかほ市議会定例会会議録 (第 4 号)

1、本日の出席議員 (18 名)

1 番	村 上 次 郎	2 番	竹 内 睦 夫
3 番	佐々木 弘 志	4 番	伊 東 温 子
5 番	鈴 木 敏 男	6 番	宮 崎 信 一
7 番	飯 尾 明 芳	8 番	佐々木 正 明
9 番	小 川 正 文	11 番	菊 地 衛 三
12 番	池 田 甚 一	13 番	奥 山 収 三
14 番	竹 内 賢	15 番	加 藤 照 美
16 番	伊 藤 知	17 番	佐 藤 元 昭
18 番	齋 藤 修 市	19 番	佐 藤 文 昭

1、本日の欠席議員 (1 名)

10 番 市 川 雄 次

1、職務のため議場に出席した事務局職員は次のとおりである。

議 会 事 務 局 長 金 子 勇 一 郎 班 長 兼 副 主 幹 佐 藤 正 之
副 主 幹 佐々木 孝 人

1、地方自治法第 121 条の規定により説明のため出席した者は次のとおりである。

市 長	横 山 忠 長	副 市 長	須 田 正 彦
教 育 長	渡 辺 徹	総 務 部 長	森 鉄 也
市 民 福 祉 部 長	細 矢 宗 良	産 業 建 設 部 長	佐 藤 正
教 育 次 長	武 藤 一 男	ガ ス 水 道 局 長	佐 藤 俊 文
消 防 長	柳 橋 稔	会 計 管 理 者	須 藤 金 悦
総 務 部 総 務 課 長	齋 藤 隆	企 画 情 報 課 長	齋 藤 均
財 政 課 長	佐 藤 正 春	生 活 環 境 課 長	小 松 幸 一
健 康 増 進 課 長	鈴 木 令	子 育 て 長 寿 支 援 課 長	齋 藤 美 枝 子
観 光 課 長	佐 藤 均	建 設 課 長	佐 藤 信 夫
教 育 委 員 会 総 務 課 長	齋 藤 義 行	仁 賀 保 公 民 館 長	高 橋 元
図 書 館 長	佐 藤 智 秋	消 防 本 部 総 務 課 長	藤 谷 博 之
市 民 課 課 長 待 遇	齋 藤 良 子		

1、本日の議事日程は次のとおりである

議事日程第4号

平成24年12月13日（木曜日）午前10時開議

- 第1 報告第7号 にかほ市観光開発株式会社の経営状況の報告について
- 第2 議案第98号 平成24年度にかほ市一般会計補正予算（第6号）の専決処分の報告及びその承認について（専決第7号）
- 第3 議案第99号 にかほ市防災会議条例の一部を改正する条例制定について
- 第4 議案第100号 にかほ市災害対策本部条例の一部を改正する条例制定について
- 第5 議案第101号 にかほ市公民館条例の一部を改正する条例制定について
- 第6 議案第102号 にかほ市図書館条例の一部を改正する条例制定について
- 第7 議案第103号 にかほ市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第8 議案第104号 にかほ市企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第10条第1項の規定に基づく準則を定める条例の一部を改正する条例制定について
- 第9 議案第105号 にかほ市が管理する市道の構造の技術的基準等を定める条例制定について
- 第10 議案第106号 にかほ市地区計画等の案の作成手続に関する条例制定について
- 第11 議案第107号 にかほ市都市公園条例の一部を改正する条例制定について
- 第12 議案第108号 にかほ市市営住宅条例の一部を改正する条例制定について
- 第13 議案第109号 にかほ市市営住宅の整備基準を定める条例制定について
- 第14 議案第110号 にかほ市下水道条例の一部を改正する条例制定について
- 第15 議案第111号 にかほ市ガス事業及び水道事業の剰余金の処分等に関する条例制定について
- 第16 議案第112号 にかほ市水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例制定について
- 第17 議案第113号 あらたに生じた土地の確認について
- 第18 議案第114号 字の区域の変更について
- 第19 議案第115号 損害賠償の額を定めることについて
- 第20 議案第116号 にかほ市が保育を実施する児童に秋田市立保育所を使用させることに関する協議について
- 第21 議案第117号 平成24年度にかほ市一般会計補正予算（第7号）について
- 第22 議案第118号 平成24年度にかほ市国民健康保険事業特別会計事業勘定補正予算（第3号）について
- 第23 議案第119号 平成24年度にかほ市簡易水道特別会計補正予算（第2号）について
- 第24 議案第120号 平成24年度にかほ市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）について
- 第25 一般会計予算特別委員会の設置

第26 議案及び陳情の付託

1、本日の会議に付した事件は次のとおりである。

議事日程第4号に同じ

午前10時00分 開 議

●議長（佐藤文昭君） 開会前にお知らせします。10番市川雄次議員から、所用のため欠席届が提出されています。これを許可しております。

おはようございます。ただいまの出席議員は18人です。定足数に達していますので、会議は成立します。

これから本日の会議を開きます。

日程に入る前に報告します。地方自治法第121条の規定に基づく出席者は、お手元に配付のとおりです。

日程第1、報告第7号にかほ市観光開発株式会社の経営状況の報告についての報告1件、日程第2、議案第98号平成24年度にかほ市一般会計補正予算（第6号）の専決処分の報告及びその承認について（専決第7号）から日程第24、議案第120号平成24年度にかほ市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）についてまでの議案23件、計24件を一括議題とします。

これから質疑を行います。

質疑には、自己の思いや意見を入れないようにしてください。

なお、発言は自席で行ってください。

初めに、報告第7号にかほ市観光開発株式会社の経営状況の報告についての質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤文昭君） 質疑なしと認めます。これで報告第7号の質疑を終わります。

次に、議案第98号平成24年度にかほ市一般会計補正予算（第6号）の専決処分の報告及びその承認について（専決第7号）から議案第101号にかほ市公民館条例の一部を改正する条例制定についてまでの4件の質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤文昭君） 質疑なしと認めます。これで議案第98号から議案第101号についてまで4件の質疑を終わります。

次に、議案第102号にかほ市図書館条例の一部を改正する条例制定についての質疑を行います。

通告がありましたので発言を許します。14番竹内賢議員。

●14番（竹内賢君） 議案第102号のかほ市図書館条例の一部を改正する条例制定について質問

をいたします。

この中で、「家庭教育の向上に資する活動を行う者」を加えるとなっておりますが、具体的にはどのような活動を行っている人が対象になりますか伺います。

現在の委員は10人の定数に9人が委員に選任されていますが、部門ごとに人数を決めて選任しているのか、この点について伺います。

●議長（佐藤文昭君） 答弁、教育次長。

●教育次長（武藤一男君） 具体的にはどのような活動を行っている人が対象になりますかということですが、図書館法の一部改正に伴い、新たに家庭教育の向上に資する活動を行う者を加えての任命基準としております。具体的な対象者としては、子育て支援として活動している方、それから読み聞かせ活動をしている方、それから女性団体活動者など、家庭教育の支援にかかわる関係者となっております。

現在は10人の定員に9人が委員に選任されていますが、部門ごとに人数を定めて選任しているかということですが、にかほ市立図書館条例第4条の2項により、委員の定数は10人以内となっております。特に部門ごとの人数を定めてはおりません。現在、学校教育関係4名、社会教育関係3名、学識経験者2名を地域のバランスを考慮して同じ関係者に偏らないように任命しております。以上でございます。

●議長（佐藤文昭君） 竹内賢議員。

●14番（竹内賢君） 今のお話を聞きますと、例えば読み聞かせについては社会教育というような部門に入るのではありませんか。それから、学校教育4人についても——部門ごとに人数は決められておりませんという話ですが、今、学校教育は4人、各校長先生が配置されておるようですが、この家庭教育の向上に資する活動を行う者というのは、今のお話ではちょっと、どの辺がというので具体的にですね今、子育て、読み聞かせ、女性団体というふうにしてお話ありましたけれども、何か漠然としているように思う——思うというか漠然としておりませんか。

●議長（佐藤文昭君） 教育次長。

●教育次長（武藤一男君） まず、今具体的な3点を申し上げましたが、今、学校教育はまず校長先生方とかそういう方を任命しております、社会教育については、やはり社会教育、図書館とかいろいろそういう関係、それから公民館、そういう関係の方を選任しております、それから、学識経験という言葉ですが、実際には図書館協議会委員とかそういう方、そういうことをやっている方をまず任命していろいろ意見などをいただいている、そういう形で任命しております。

いずれ、今度、家庭教育向上に資する活動に資する方も今後まず入れることとなりますけれども、現段階では、現在の委員が在職中継続して満たしていることまでまず求めていませんので、今の段階ではこの9名で、今言ったように学校関係、社会教育関係、それから学識経験者関係で、まずやっているのが現状でございます。以上です。

●議長（佐藤文昭君） 竹内賢議員。

●14番（竹内賢君） ですから、読み聞かせというふうにして言われました。この部門から図書館の運営委員ですか、そういうふうにして行っている方もいるわけですね。したがって、読み聞かせ

というのは、別の方では、この家庭教育の向上に資する活動を行う者と、こういうふうにしてどこら辺からあって読み聞かせという部門がこの家庭教育の向上に資する活動というふうにしてなるんですか。

●議長（佐藤文昭君） 教育次長。

●教育次長（武藤一男君） 今言われたとおり、この基準みたいなものがまず学校教育、社会教育、それから学識経験者というきっちりしたものは定めていませんけれども、今も言ったとおり、現段階での、確かに読み聞かせというのが今新たに加わったように見えますが、前回の段階でもやはり読み聞かせというか、図書館関係の利用者としていろいろ意見をいただいていますので、実際に何といたしますか、その読み聞かせというものが確かに今の新たに加えたものに入っていますけれども、以前の段階でも社会教育のほうにも入っている、それから学識経験者の方にもまず入っています、実際のところ。その辺のところを今後まずちょっと整理して、次回の選任の際にはきっちり整理していきたいと思います。

●議長（佐藤文昭君） これで議案第 102 号の質疑を終わります。

次に、議案第 103 号にかほ市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例制定について及び議案第 014 号にかほ市企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第 10 条第 1 項の規定に基づく準則を定める条例の一部を改正する条例制定についての質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤文昭君） 質疑なしと認めます。これで議案第 103 号及び議案第 104 号の質疑を終わります。

次に、議案第 105 号にかほ市が管理する市道の構造の技術的基準等を定める条例制定についての質疑を行います。

通告がありましたので発言を許します。1 番村上次郎議員。

●1 番（村上次郎君） 新たに条例制定するということになるんですけども、例えば道路法の、道路の構造などについての基準では建築限界などというのがありますが、それはこの市の条例にはないというふうなことがあります、現在できている道路、これに影響あるのかどうか。これが、この条例ができて公布されれば手直しとか、あるいは手を加えなければならない道路が出てくるかどうかなど、外郭的に説明をしてもらいたいと思います。

●議長（佐藤文昭君） 答弁、産業建設部長。

●産業建設部長（佐藤正君） それでは村上議員の質問にお答えします。

この条例は、市道を建設または改築する際に適用する道路法による基準をそれぞれ道路管理者が定めるものでありまして、道路そのものが何ら変わるものではございません。

外郭的な説明ということでありますので三つほどちょっと説明いたします。

一つは、市道の構造の技術的基準で、計画する道路の計画交通量や設計速度に応じて幅員、選定、勾配などの基準を定めます。

二つ目としまして、市道における道路標識等の寸法を定めることになっています。

そして、三つ目として、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に基づきまして、道路歩道幅員や乗り合い自動車停留書等の設置基準などを定めるとしております。

いずれも国がこれまで定めていました、いわゆる道路構造令等を参酌、いわゆるそのまま運用することがあるわけですが、市が新たにその数字を使って定めるということで、いわゆる一括法の関係で今回条例化するということでもあります。したがって、現在ある道路が例えば問題があって改良しなければいけないとかそういうことは一切ございません。ただこれから新たに道路をつくる場合は、その条例に従いまして道路計画等をつくることとなります。以上です。

●議長（佐藤文昭君） よろしいですか。

●1番（村上次郎君） はい。

●議長（佐藤文昭君） これで議案第105号の質疑を終わります。

次に、議案第106号にかほ市地区計画等の案の作成手続きに関する条例制定についての質疑を行います。

質疑の通告がありましたので発言を許します。14番竹内賢議員。

●14番（竹内賢君） この条例については、都市計画法第16条の趣旨は、都市計画の地区計画等の案にかかわる区域内の土地の所有者や政令で定める利害関係を有する者の意見を求めて作成するとなっています。その住民や利害関係人から案に対して申し出る方法を定めることのように。第2条で言う公告とは、市公告式条例別表では、3庁舎掲示板だけです。法第16条の趣旨を生かすための条例を制定するに当たって、公告以外に知らせる他の方法等検討されなかったのか伺います。

●議長（佐藤文昭君） 答弁、産業建設部長。

●産業建設部長（佐藤正君） それでは竹内議員の質問にお答えします。

この条例は、都市計画法に規定する地区計画等の原案を都市計画案とする手続きを定めるものであります。第2条により公告するものは地区計画等の原案になるもので、公告以外にも、第3条では必要に応じて説明会の開催や広報誌への掲載等の措置をとることができます。また、地区住民からの意見を伺うことは必須条件と考えております。これらの手続きを経て、地区計画等の原案は都市計画案となります。これ以降の手続きにつきましては、通常の都市計画決定と同様に都市計画法の規定によりまして、公告、縦覧、公聴会等を経まして、都市計画審議会へ諮問し、都市計画決定されることとなります。

したがって、公告以外にも住民への周知や意見聴取の機会は十分あると考えております。

●議長（佐藤文昭君） 竹内賢議員。

●14番（竹内賢君） 確かに条例を見ますとそういうふうにして読めますが、ただ、区域内の土地の所有者や政令で定める利害関係を有する者の意見を求めて作成すると。その意見を求めるというのは、原案の段階で意見を求めることになるわけです。そうするとですね、例えば今、にかほ市の場合の公告式条例の別表では、この3庁舎だけですね。ちなみに由利本荘市は23ヶ所になっています——矢島駅の前にするとか。そういうことで我がほう、我が市の場合は三つの掲示板と、こういう内容で。したがって、法第16条の趣旨を生かすための条例を今回制定するわけですが、公告以外に原案の段階で他の方法が全然検討されなかったんですか。

●議長（佐藤文昭君） 産業建設部長。

●産業建設部長（佐藤正君） いわゆる公告式条例なんですけども、あれは条例が決まった上で3庁舎に告示すると、公告するという考え方を持っていて、我々が公告ということは、いわゆる計画をつくるためにいろんな、本当に関係ある区域というのはごく決まってくる場所もあるんですけども、それを幅広く意見を聴取するという事は考えていますので、そのまた公告式の条例とは、また我々が言うその公告とはちょっと違うんじゃないかと我々認識しています。

したがって、検討されたのかということでもありますけども、基本的には都市計画法に基づきまして、先ほど申し上げたとおり地区の意見、あるいは縦覧、あるいはその公聴会等、パブリックコメント等を取りながら計画というのはでき上がるものですから、そういう手段で進めたいと考えております。以上です。

●議長（佐藤文昭君） 竹内賢議員。

●14番（竹内賢君） にかほ市の公告というふうにして、正式には公告式条例というのがあるわけですよ。したがって、この公告式条例は3庁舎の掲示板という形になっているわけです。したがって、この都市計画法の第16条の趣旨というのは、きちんとやっぱり知らせて、そして原案の段階で知らせて、そして意見を求めるというふうにしてなるわけですから、掲示板に——その掲示板と関係ないように今、部長はおっしゃっていますけども、私は公告というのは公告式条例にのっつて3庁舎と、掲示板と、こういうふうにして解釈したんですが、そうじゃなくて、もっと別の形の広くこの作成手続に関する条例制定では、もっと別の形で原案の段階でこの区域内の土地の所有者や、あるいは政令で定める利害関係者の意見を求めていくという、そういう方法というのは、例えばどういうふうな内容ですか。

●議長（佐藤文昭君） 答弁、建設課長。

●建設課長（佐藤信夫君） 3条のほうに説明会、広報、いろんな説明会の機会があります。それで意見聴取も可能です。ですから、公告式条例に基づいて全て周知するという事でなく、説明会を行う、そのための——説明会の文書を配布するとかということでも十分足りると考えております。

●議長（佐藤文昭君） これで議案第106号の質疑を終わります。

次に、議案第107号にかほ市都市公園条例の一部を改正する条例制定についてから議案第114号の区域の変更についてまでの8件の質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤文昭君） 質疑なしと認めます。これで議案第107号から議案第114号についてまでの8件の質疑を終わります。

次に、議案第115号損害賠償の額を定めることについての質疑を行います。

質疑の通告がありましたので発言を許します。1番村上次郎議員。

●1番（村上次郎君） この件について市の責任が100%だということで、損害賠償の額、定められているわけですが、詳しくは委員会等で審査されると思いますので、一般的に考えると、ほろつきのトラックなどの場合は運転席よりもほろが高かったりして、枝がちょっと下がっているのに気づかないで、ほろの前部にひっかけて、そしてそれと同時に木が倒れてきて被害が大きくなったとい

うふうと考えられる——そういうことも考えられるので、運転者の注意義務違反みたいなものは検証の段階でなかったかという点などについて答えてもらえばいいと思います。詳しくは委員会でさらに検証してもらえばというふうに思います。

●議長（佐藤文昭君） 答弁、産業建設部長。

●産業建設部長（佐藤正君） お答えいたします。

結論から申し上げますと、100%で間違いございません。

その件について若干説明いたします。10月1日昼過ぎ、事故の連絡を受けまして、すぐに担当職員が現場に駆けつけました。そのときトラックの運転手から状況等を確認したところ、桜の木に衝突したものでなく、また、枝にひっかけたものでなく、あくまでも突然どんという音とともに衝撃があり、運転席が飛び上がったということでありました。担当課としましても突然木が倒れてくるものなのか、枝にぶつかったんじゃないかという半信半疑でありましたけども、事故現場等の検証につきましては、市が加入しております保険会社が全面的に対応してきました。その結果としまして、市の過失割合が100%となったものであります。

これはあくまでも我々推測でありますけども、先ほど村上議員から話がありましたようなそういうことも我々も検討はしたんですけれども、そのことも保険会社等には話はしたんですけれども、結果として100対ゼロということで今回決着しそうだということでもあります。以上です。

●議長（佐藤文昭君） これで議案第115号の質疑を終わります。

次に、議案第116号にかほ市が保育を実施する児童に秋田市立保育所を使用させることに関する協議についての質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤文昭君） 質疑なしと認めます。これで議案第116号の質疑を終わります。

次に、議案第117号平成24年度にかほ市一般会計補正予算(第7号)についての質疑を行います。

質疑の通告がありましたので順次発言を許します。14番竹内賢議員。

●14番(竹内賢君) 最初に、18ページ、2-7-3です。防犯街灯等対策費の防犯指導員報酬4万2,000円についてであります。

12月1日入隊と説明ありました。条例では、指導隊の定員は25人、報酬は月額、隊長4,000円、隊員3,500円となっています。ちなみに当初予算では80万4,000円です。そして平成23年度決算では84万9,500円で、隊員数については事務報告では19人となっています。年度当初からの隊員の移動状況について伺います。

2点目は、19ページであります。3-2-2、児童運営費の保育所運営負担金7,689万7,000円の増についてであります。

平成23年度決算では約7億6,516万円となっています。今年度当初予算は6億8,579万3,000円です。今回の補正をしますと7億6,269万円です。昨年度の決算額より247万円少ない額です。説明では、零歳児等の増によるとありましたが、今後の見通しはこの額で間に合うのか、見通しについて伺います。

次に、7-2-1、観光総務費観光施設人材育成事業委託費66万8,000円についてです。

当初予算で、緊急雇用事業として着地型観光商品造成事業委託2名、観光商品開発・PR推進事業委託3名、それぞれ観光協会に委託をします。そして補正第3号で、緊急雇用事業として観光コンシェルジュ育成事業委託4名となっています。これまで合わせますと9名の委託がされております。事業目的にあった研修等が実際に行われてきたのか伺います。また、雇用され委託された人が今後にかほ市の観光に生かすことができるような方向が検討されているのか伺います。

次に、7-3-2、公営管理費の中島台井戸掘削工事負担金18万円についてです。

この事業は県の事業で、市は20%負担ということですが、トイレの増設や駐車場の管理費徴収など、中島台レクの森の今後の方針について県と協議検討されたのか伺います。

次に、10-4-2、仁賀保公民館費の一般財源から地方債への財源振替についてです。

地方債補正の仁賀保公民館石綿除去事業370万円との関連で次について伺います。

教育行政報告で、耐震化改修工事は11月末に完成とありました。石綿が使用されていた場所、状況、石綿の種類、量等について伺います。また、石綿除去作業は石綿障害予防規則にのっとって行われたのか伺います。

●議長（佐藤文昭君） 答弁、市民福祉部長。

●市民福祉部長（細矢宗良君） では、18ページ、2款7項3目防犯街灯等対策費の防犯指導員の移動状況についてでございます。

本年度の当初、防犯指導隊の指導員数は、隊長を含めて19人で活動してきております。そこで9月30日に一身上の都合によりまして2人が退任されました。今回、12月1日付で新たに5人の方を任用することとなって補正予算を計上したところですが、直前になって1人が仕事上の都合で辞退したことから、12月1日付では4人に辞令交付をしたところでございます。この結果、現在は17人に4人を加え、現在は21人となっております。

19ページ、3款2項2目児童運営費についてでございます。

保育所運営費負担金については、出生数や例年の入所状況、これは児童が引き続き入所する場合と新年度新規入所する場合、あるいは途中入所する場合を見込んで当初予算に計上しているところでございます。

平成23年度と今年度の状況を見ますと、特にゼロ歳児、そして1・2歳児について、当該年度の早い段階から途中入所申請が多くなっているものであります。これまでの流れから見ても、昨年がゼロ・1・2歳児の途中入所申請が突出して多かったと見てきたところでございますが、今年度もそれに次ぐ状況となっているわけです。

今後の見通しですが、保育に欠ける状態というのは保護者の就業等で大きく左右されるものでありまして、今後もこういう傾向は続くのかもしれませんけれども、現段階での調整額として計上したものでございます。以上です。

●議長（佐藤文昭君） 答弁、産業建設部長。

●産業建設部長（佐藤正君） それでは、23ページについてお答えします。

事業目的にあった研修等が行われてきたのかでありますけれども、今年度の緊急雇用事業を活用し、にかほ市観光協会に観光関連推進事業として3種類の事業を委託しておりますが、この事業で雇用

された方々の研修につきましては観光協会が独自で実施しております。観光協会が作成しましたマニュアルによりまして、市内観光スポットや各種イベント等の情報、電話の対応の仕方など、雇用をしました全員に観光業務の基本的な指導を行うとともに情報の共有化を図っております。また、6月と11月には観光協会の事業であります町中ウォークに同行し、現地研修等も行っております。

次に、雇用され委託された人が今後ともかほ市の観光に生かせることができるような方向が検討されたかの質問でありますけれども、当事業で雇用してきた方々の中には、観光関連業務に適している方もいるように伺っております。観光協会では再雇用が可能かどうか、来年度の事業計画とともに今検討しているようであります。しかしながら、長引く不況などにより、観光関連のみならず緊急雇用制度を利用後、関連する業務に再就職できない状況にあることも確かであります。

いずれにしましても、一人でも多くの方々がふるさとのよさを知り、自分たちが住んでいるまちに誇りと自信を持って笑顔で観光客を迎えるようになってほしいと願っておりますので、今回の事業は底辺の拡大につながるものと期待しております。以上です。

それから、同じく23ページです。中島台レクリエーションの森のトイレの増設や駐車場の管理費徴収などの今後の方針について県と協議しましたかであります。

トイレの増設につきましては、県に対しまして平成25年度要望をしましたが、残念ながら県からは、必要性や緊急性の評価が低いということから当面予定はないとの回答がありました。

駐車場の管理費徴収等の協議についてでありますけれども、県とも協議を行い、いろいろアドバイスは受けておりますが、国有林野の貸付者、いわゆる貸付者でありますけれども、森林管理者との協議が主となります。

森林管理署では、管理費等などとして一律的な金額を徴収するためには協議会の設置が必要であるとのことあります。このことにつきましては、9月定例会の一般質問にもお答えしておりますけれども、さまざまなことから現段階では協力金をお願いしまして、それで運用していきたいという考え方で今進めております。以上です。

●議長（佐藤文昭君） 答弁、教育次長。

●教育次長（武藤一男君） 17ページですが、最初に石綿が使用されていた場所、それから状況、それから石綿の種類、数量等ということですが、建物の荷重を下げ耐震性を確保するため、ボイラーからの通気用煙突部分の解体撤去を行う際に、煙突内部の断熱材として石綿と思われるものが使用されており、石綿障害予防規則第2条第2項の規定に基づき、事前に秋田環境測定センターで分析調査を行っております。調査の結果、石綿の一種であるアモサイトが3,000粒中に石綿繊維が113検出され、石綿含有試料と判定されました。また、数量ですが約1.3トン発生しております。

次に、石綿除去作業は石綿障害予防規則にのっとり行われたかということですが、まず除去が必要なことから9月14日に変更契約を締結しております。石綿障害予防規則に基づき、労働基準監督署の立ち会いのもと、厳重な管理の上、高圧水による煙突内部の除去工事を10月22日から10月26日実施しており、最終処分場である大仙市の秋田県環境測定センターへ搬出してあります。以上でございます。

●議長（佐藤文昭君） 竹内賢議員。

●14 番（竹内賢君） 1 点目の防犯指導員の関係について、条例ではこの任命は市長がすることになっています。この任命するに当たっての何というか経過というか、どういう形で任命をされているのが 1 点であります。

それからもう 1 点は、観光総務費の観光施設人材育成事業委託費についてであります。これは、研修は観光協会が独自のマニュアルを作って、そしてにかほ市内のいろんな観光拠点ですか、あるいは独特の文化とかそういうものについて基本的な研修をしているということではありますが、その方々は来年度以降にまた生かすような、今、さっきの答弁では再雇用できるか検討中と、こういう話でしたが、これを再雇用する場合も、この何らかの市の助成を受けてという形になっているのか。現在分かる範囲内で伺いたいと思います。

それから、中島台の井戸掘削工事については、後の同僚議員も質問を出していますので譲りたいと思います。

そこで、仁賀保公民館費の関係であります。今のお話ですと、この予防規則 —— 石綿障害予防規則に則ってやられたという話であります。これ、そして種類はアモサイト、場所はボイラーからの煙突の内部と。これで 1.3 トンという話でしたが、除去作業に当たってどういう、いわゆる例えば決められた —— 予防規則に沿って決められた隔離をすとか、あるいは除去前の境界線の石綿の繊維の数がどのくらいあって、除去後どういう、どのような状況、例えば 1 リットル当たり 10 本以内と、こういうふうにしてなっているわけですが、そういうことまできちんとやってですね除去作業は行われたのかどうか伺います。

●議長（佐藤文昭君） 答弁、小松生活環境課長。

●生活環境課長（小松幸一君） 防犯指導員の任命などの経緯についてでございます。

今回の 5 名につきましては、隊員の方々の推薦によりまして、こちらのほうでそれに基づきまして面接をいたしました。その面接の結果、本人方を任命するというで、12 月 1 日の日に辞令を交付した次第でございます。

最終的には 4 人の方々に辞令を交付いたしました。以上でございます。

●議長（佐藤文昭君） 答弁、観光課長。

●観光課長（佐藤均君） 竹内議員の御質問にお答えいたします。

現在の雇用 —— 緊急雇用のほうで観光協会のほうに従事する方々についてですが、緊急雇用は、御存じのとおり 1 年以内の雇用になります。今、実際観光協会とは来年の事業に向けてですね、いろいろ一緒に協議しているところです。

新たに市からの補助があるのかという御質問ありましたけれども、基本的に市からの経常経費的な、事務局経費的な部分の補助は毎年継続してされております。観光協会のほうの事務局体制も 12 月下旬に異動も若干あるようなことを伺っておりますので、今の緊急雇用終わった後のスタッフが新たに観光協会さんのほうに雇用されたとした場合には、そういう通常経費的な市の補助の中で運用されるかと考えております。

●議長（佐藤文昭君） 答弁、教育次長。 容器

●教育次長（武藤一男君） 作業をどのように行われたかということですけども、まず今言ったと

おり、10月22日から26日に実施していますけども、当然、作業用のポリ容器を置きまして、当然、煙突の部分の内側の部分を基準にのっって水圧でまず落とすんですけども、それもちゃんとやり方としては規則にのっった形でやっております。最初にビニール袋にためて、それをそのままほかに持っていくというやり方で、基準にのっったやり方でやっています。

今、3,000粒中に石綿繊維が113検出されたということで、3,000のうちに繊維が4以下であれば、まず除去しなくてもいいんですけども、まず、見ているとおりの113なものですから、量を含んでいるために、まず今言ったように、ポリ容器にきたものを、こちらの方の袋にためて、それでこれに包んで、それを搬出したという形でございます。

●議長（佐藤文昭君） 竹内賢議員。

●14番（竹内賢君） 一つは、隊員の推薦によってという形に今なっているようですけども、これを広く集める、何というか応募を募るとか、条例にちゃんと身体堅固とか、あるいは思想は何かというふうにしてあるわけですけども、そういう形での応募をやるということはないんですか。隊員の推薦という形になると、かなり狭まったものになっているのではありませんか。それが1点あります。

それから、二つ目は仁賀保公民館の関係ですが、今、3,000リットルですか、立米、3,000立米に113本。粒ですね、3,000粒に113本。これをやる場合、防寒具といいました、防護服だと思います。防護服をして、そして作業員が吸わないようにして、ちゃんとした何というか、普通のマスクじゃなくてきちんとした、原発のときにしたようなああいうマスクをして、そして終わった後は着ているものとかそういうものは全部やっぱり廃棄をすると、そういうようなとこまでやられたのかどうか。というのは、それからもう一つは、作業の責任者、作業に当たっての責任者は、そういう研修を受けた方がされておったのかどうか。それから、終わった後、終わった後、そのの——煙突の中という話ですけども、そのボイラー室ですか、ボイラー室の線を何本あるか、そこまで測定されていきましたか。

●議長（佐藤文昭君） 小松生活環境課長。

●生活環境課長（小松幸一君） 質問にお答えいたします。

過去におきましては公募も行ってございましたけども、なかなか指導員になる方がおらないということで、こちらのほうでは隊長を含む隊員の方々、それから我々も含めまして、適任者がおるかという形で、その形で今は募集を行っている状況でございます。以上でございます。

●議長（佐藤文昭君） 教育次長。

●教育次長（武藤一男君） 実際に施工をやった業者ですけども、仙台の環境という業者でございます。当然、資格を持っている業者でありまして、その人方が実際にやっております。

その後また、煙突の、後で最後測定したかということですけども、労働基準監督署が最終的に立ち会っておりますので、それをまず搬出して持っていっております。だから実際の後の測定は、まず実際にはしておりません。以上です。

●議長（佐藤文昭君） 次に、1番村上次郎議員。

●1番（村上次郎君） 17ページの無線システムの関係ですが、これは地上デジタル放送を受信し

ようということで二つの組合に補助金を出すという説明です。全て市内の視聴者が組合に入っているかどうかちょっとはつきりしませんけれども、この二つに補助金を出して市内の難視聴箇所というか、難視聴家庭は全部改善されたというふうに言っているのかどうかお尋ねします。

それから、二つ目は、さっき竹内賢議員も話していましたが、中島台の井戸を掘る工事、これがどういう状況になったのでこの工事が必要になったのかということと、工事内容の、概括的で結構です、この2点お願いします。

●議長（佐藤文昭君） 答弁、総務部長。

●総務部長（森鉄也君） 無線システムの普及支援事業費の補助金についてのお尋ねでございますが、現在、難視地区に指定されておりますのは、今回予算計上しました子砂川小田、グミノ木森、それに目貫谷地、それから観音森、この4地区がございます。それで、目貫谷地、観音森地区につきましては、現在、デジサポ秋田が協議を進めておりまして、順調にいけば3月定例議会に補正予算をお願いする予定でございます。

また、難視地区でありながらセーフティーネット、いわゆる衛星放送で地デジを視聴できることから、それでもよいとする1世帯、これ横岡地区なんです、あるいは高性能アンテナで対応するというので、これはここに高性能アンテナで対応するというので2世帯、これについてはグミノ木森と大境がございますが、いずれも個別にデジサポ秋田と連絡を取りながら、補助制度もございますので対策を講じているところでございます。

また、難視地区に指定されていない場合でありまして、気象条件によって地デジの受信状況が悪い世帯がございますが、これはフェージングと呼ばれる現象で、多くの場合は数分から数時間でおさまりますが、場合によっては数日間続くこともあると言われております。秋田県地上デジタル放送推進協議会によりますと、フェージングによる障害は自然現象によるものでございまして、抜本的な対策・方法はないとのことでありまして、対象者には口頭や文書でその旨をお伝えして御理解をいただいているとのことでございます。

なお、フェージングとは、気温や空気中の水蒸気などの気象条件によりまして、テレビ電波の使われ方に異常を生ずることで受信する電波が弱くなったり、あるいは大きく屈折することによって受信状態が不安定になってしまうという現象でございまして、象潟地域に主に発生しております。以上です。

●議長（佐藤文昭君） 答弁、産業建設部長。

●産業建設部長（佐藤正君） それでは、23ページの質問にお答えします。

中島台の井戸掘削工事の必要性と内容でありますけれども、これまで中島台レクリエーションの森にある管理棟で使用している雑用水は、東北電力の発電用の導水路から引き込みをしておりましたが、平成20年ころから東北電力から改善措置を講じるよう指導を受けておりました。そこで秋田県と協議を重ねてきたところ、今年度、県単独事業として井戸の掘削工事が行われたものであります。

工事の内容ですが、中島台管理棟の脇に深さ45メートル、仕上げ口径——大ききなんですけれども、それが100ミリということでありまして。井戸掘削後は、井戸フィット築造や揚水ポンプ、排水管の附帯工事等も完了しまして、現在では管理棟でその井戸水を使用できるようになったという

ことです。以上です。

●議長（佐藤文昭君） 村上次郎議員。

●1番（村上次郎君） 井戸の件はいいです。

難視聴区域、もう残り2地区ということですが、個々の世帯も挙げたようで、その残り2地区の世帯数、これはどのぐらいになっているか。それから、個々に挙げたものも今後対応しなければいけないというのがどれだけあるかというのが分かったらお願いします。

●議長（佐藤文昭君） 企画情報課長。

●企画情報課長（齋藤均君） 今後の予定の中で、部長が話しました目貫谷地地区と観音森ということで、目貫谷地地区においては現在8世帯、観音森地区については3世帯、こちらが共同組合をつくりまして導入を図ろうということで今協議を進めております。

●議長（佐藤文昭君） 村上次郎議員。

●1番（村上次郎君） 個々のを含めて全体でどのぐらいというのが分かたら。

●議長（佐藤文昭君） 企画情報課長。

●企画情報課長（齋藤均君） 今、今後のことの事業費の話ですよ。このような地区については現在協議中でありまして、デジサポ秋田の方で見積もり依頼を行っている最中でございます。まだ総額といいますか事業費が固まっておきませんので、順調にいつこの後の議会に提出できる段階にいけるのかどうかというところであります。

●1番（村上次郎君） 全体の世帯数は、この2地区の11プラス幾つかあってあるんですか。そこをひとつお聞かせください。

●議長（佐藤文昭君） 企画情報課長。

●企画情報課長（齋藤均君） 今、この地区に限って言えばですね、目貫谷地地区につきましては、その受信状況が悪い世帯が8世帯ということで、これで網羅できるかと思いますが、観音森地区につきましては、共同アンテナには加わらないという世帯がこのほかに2世帯ございます。こちらのほうは、その晴天率といいますか、衛星放送で対応すると、十分であるということで、組合加入には入っておりません。そういったことでよろしいのでしょうか。

●議長（佐藤文昭君） これで議案第117号の質疑を終わります。

次に、議案第118号平成24年度にかほ市国民健康保険事業特別会計事業勘定補正予算（第3号）についてから議案第120号平成24年度にかほ市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）についてまでの3件の質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤文昭君） 質疑なしと認めます。これで議案第118号から議案第120号までの3件の質疑を終わります。

所用のため、11時10分まで休憩とします。

午前10時55分 休憩

午前 11 時 09 分 再 開

●議長（佐藤文昭君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第 25、一般会計予算特別委員会の設置を議題とします。

お諮りします。にかほ市議会委員会条例第 6 条の規定により、議案第 98 号及び議案第 117 号の審査のため、議長を除く 18 人をもって構成する一般会計予算特別委員会を設置したいと思います。これに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤文昭君） 異議なしと認めます。したがって、そのように決定しました。

一般会計予算特別委員長が決まるまで、にかほ市議会委員会条例第 10 条第 2 項の規定により、年長議員から司会をお願いします。1 番村上次郎議員。

しばらく休憩します。

午前 11 時 10 分 休 憩

.....

一般会計予算特別委員会会議録

出席委員（17名）

1 番	村 上 次 郎	2 番	竹 内 睦 夫
3 番	佐々木 弘 志	4 番	伊 東 温 子
5 番	鈴 木 敏 男	6 番	宮 崎 信 一
7 番	飯 尾 明 芳	8 番	佐々木 正 明
9 番	小 川 正 文	11 番	菊 地 衛
12 番	池 田 甚 一	13 番	奥 山 収 三
14 番	竹 内 賢	15 番	加 藤 照 美
16 番	伊 藤 知	17 番	佐 藤 元
18 番	齋 藤 修 市		

.....

欠席委員（1名）

10 番 市 川 雄 次

.....

議会事務局職員

議会事務局長	金 子 勇一郎	班長兼副主幹	佐 藤 正 之
副 主 幹	佐々木 孝 人		

.....

説 明 員

市 長	横 山 忠 長	副 市 長	須 田 正 彦
教 育 長	渡 辺 徹	総 務 部 長	森 鉄 也
市民福祉部長	細 矢 宗 良	産 業 建 設 部 長	佐 藤 正
教 育 次 長	武 藤 一 男	ガ ス 水 道 局 長	佐 藤 俊 文
消 防 長	柳 橋 稔	会 計 管 理 者	須 藤 金 悦
総務部総務課長	齋 藤 隆	企 画 情 報 課 長	齋 藤 均
財 政 課 長	佐 藤 正 春	生 活 環 境 課 長	小 松 幸 一

健康増進課長	鈴木	令	子育て長寿支援課長	齋藤	美枝子
観光課長	佐藤	均	建設課長	佐藤	信夫
教育委員会総務課長	齋藤	義行	仁賀保公民館長	高橋	元
図書館長	佐藤	智秋	消防本部総務課長	藤谷	博之
市民課課長待遇	齋藤	良子			

.....

午前 11 時 10 分 開 会

●年長委員（村上次郎君） にかほ市議会委員会条例第 10 条第 2 項の規定により、一般会計予算特別委員会の委員長が決まるまで、私が司会することにいたします。

ただいま出席している委員は 17 人です。したがって、にかほ市議会委員会条例第 16 条で規定する定足数に達しております。

ただいまから一般会計予算特別委員会を開会いたします。

委員長及び副委員長の選任についてを議題とします。

お諮りします。委員長、副委員長の選任は、申し合わせにより、一般会計予算特別委員会委員長に 16 番伊藤知委員を、同じく副委員長には、各常任委員会の副委員長が交代で務めることになっておりますので、13 番奥山収三委員を推薦します。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●年長委員（村上次郎君） 異議なしと認めます。したがって、委員長には 16 番伊藤知委員、副委員長には 13 番奥山収三委員が決定しました。

16 番伊藤知委員、13 番奥山収三委員が議場におりますので、本席から、にかほ市議会会議規則第 32 条第 2 項の規定に準じて告知します。

以上をもちまして私の職務を終了します。

暫時休憩します。

午前 11 時 12 分 休 憩



午前 11 時 12 分 再 開

【一般会計予算特別委員長（伊藤知君）が議事をとる】

●一般会計予算特別委員長（伊藤知君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

委員長に指名された伊藤です。

一般会計予算特別委員会は、にかほ市議会委員会条例の定める常任委員会を一般会計予算特別小委員会に改め、一般会計予算特別委員会に付託予定の議案第 98 号平成 24 年度にかほ市一般会計補

正予算（第6号）の専決処分の報告及びその承認について（専決第7号）及び議案第117号平成24年度にかほ市一般会計補正予算（第7号）についてをそれぞれの一般会計予算特別小委員会で審査をお願いしたいと思います。これに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●一般会計予算特別委員長（伊藤知君） 異議なしと認めます。したがって、このように決定いたしました。

これで一般会計予算特別委員会を散会します。

午前11時13分 散 会

.....

午前 11 時 15 分 再 開

●議長（佐藤文昭君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第 26、議案及び陳情の付託を議題とします。ただいま議題となっています議案第 98 号から議案第 120 号までの 23 件は、お手元に配付した議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会及び一般会計予算特別委員会に付託したいと思います。これに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤文昭君） 異議なしと認めます。したがって、そのように決定しました。

次に、陳情第 8 号から第 15 号について、お手元に配付した陳情文書表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託します。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日は、これで散会します。

どうも大変御苦労さまでした。

午前 11 時 15 分 散 会
